

入札監理小委員会における審議結果報告
日本年金機構 国民年金保険料の収納事業
国民年金保険料の収納事業における法 26 条及び 27 条に基づく指示
等に関する履行状況の報告について

- 「国民年金保険料の収納事業における改善指示に係る履行状況について」
- 「国民年金保険料の収納事業における報告徴収に関する報告について」

第 1 国民年金保険料の収納事業における改善指示に係る履行状況について

1 概要

日本年金機構は、公共サービス実施民間事業者に対して、法第 27 条 1 項に基づいて改善指示を実施した。当該指示の内容については、第 113 回監理委員会（平成 25 年 8 月 1 日）において通知されたところ。

本入札監理小委員会（平成 26 年 1 月 29 日）においては、当該指示の履行状況について日本年金機構から報告がなされた。

2 日本年金機構からの報告

改善計画書の提出及び毎月の実施状況報告については、全て期限までに実施されている。

改善計画については、平成 25 年 7 月以降計画どおりに実施されている。

改善計画の履行により再発防止と業務改善が図られているが、これらの改善活動が定着する一方で形骸化しないように注意喚起を行いながら、業務委託期間終了（平成 27 年 4 月 30 日）まで指導を継続していく。

当該公共サービス実施民間事業者の従業員らの心情への配慮がなされ始めている。本件を機会に、当該公共サービス実施民間事業者が、良い方向に向かいつつある。

3 委員・専門委員からの主な発言

たまたま、本件のみが発覚した可能性がある。今後は、同様な問題が発生することを前提に取り組んでいただきたい。

（日本年金機構による回答）： 全件チェックをすることは難しいため、牽制効果を狙った対応をしている。他の公共サービス実施民間事業者に対しても、本件の発生を受けて自主点検を依頼した。チェックを実施していることを明らかにすることで、牽制効果を狙っている。

不適切な処理が発生した場合に、早期に発見される仕組みが必要。

第2 国民年金保険料の収納事業における報告徴収に関する報告について

1 概要

日本年金機構は、公共サービス実施民間事業者に対して、法第26条1項に基づいて報告の徴収を行った。当該報告の徴収がなされた事実及び報告を求めた内容については、第125回監理委員会（平成25年12月20日）において通知されたところ。

本入札小監理委員会（平成26年1月29日）においては、当該報告の徴収に対する、公共サービス実施民間事業者からの報告状況及び報告内容について、日本年金機構から報告がなされた。

2 日本年金機構からの報告

当該公共サービス実施民間事業者は、平成25年12月27日の期限までに報告書を提出した。しかし、当該報告書は、本件の事態を招いた原因等の説明が不足していたことから、日本年金機構は、追加報告を求めた。追加報告は、平成26年1月20日の期限までに、日本年金機構に提出された。

本件不正が発生しながら、かつ長期間にわたってそれが発覚しなかった原因としては、当該公共サービス実施民間事業者において組織的な管理が不十分であったことが、報告書に記載されている。

3 委員・専門委員からの主な発言及び年金機構による回答

不正に至った理由が戸別訪問員の減員にあるならば、今後、戸別訪問員の確保にあたっては、マーケット（労働市場）を意識した入札のあり方を検討する必要がある。

今後、報告を精査したうえで、どのような対応を予定しているか。

（日本年金機構による回答）：

必要に応じて、本件の公共サービス実施民間事業者に対する処分や追加報告の徴収を行う。今後の対応については、監理委員会へ報告する。

以上